

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第64回)

日 時：令和5年4月21日(金) AM11:00～

場 所：第1委員会室

1 開 会

2 議 題

(1) 国・県・市の対応状況について(事務局)

(2) 5月8日からの感染症拡大防止について(案)(事務局)

(3) 報告事項

- ・新型コロナワクチン接種について(こども保健部)
- ・総合相談窓口について(こども保健部)

(4) その他

3 閉 会

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

	氏名	役職
津山市長	谷口 圭三	本部長
津山市副市長	桑村 功士	副本部長
津山市副市長	野口 薫	副本部長
津山市教育委員会教育長	有本 明彦	副本部長
津山圏域消防組合消防長	水田 啓介	副本部長
企画財政部長	左居 薫	
企画財政部参与	平井 良幸	
総務部長	三浦 英俊	
総務部参与	藤井 浩司	
総務部参与	土井 克一	
税務部長	尾高 弘毅	
環境福祉部長	朝田 一	
環境福祉部参与	木梨 良祐	
こども保健部長	奥田 賢二	
産業経済部長	中川 竜二	
観光文化部長	今村 弘樹	
農林部長	平田 暁	
都市建設部長	山本 将司	
地域振興部長	明楽 智雄	
水道局長	小林 和弘	
教育次長	森上 譲	

津山市医師会長	宮本 亨	
岡山県美作保健所長	光井 聡	
岡山県美作県民局健康福祉部副部長	高岡 和徳	
岡山県美作県民局健康福祉部企画情報課	加藤 立子	

【事務局】

こども保健部次長兼健康増進課長	鏡 真由美	
こども保健部次長兼ワクチン接種推進室長	谷口 克典	
こども保健部こども保育課長	金田 郁	
こども保健部企画参事	坂元 勝之	
こども保健部健康増進課主幹	森上 真由美	
こども保健部ワクチン接種推進室主幹兼健康増進課主幹	草替 康弘	
総務部危機管理室長	山下 幹芳	

(1) 国・県・市の対応状況について

1) 国の対応状況 (3月24日以降)

2) 県の対応状況 (3月24日以降)

- ・ 4/20 本部会議 5月8日からの感染症法上の位置づけの変更(5類移行)に伴う対応及び県民・事業者の皆様へのお願い

県内で確認された新型コロナウイルス感染者の療養状況【4月12日時点】 (単位:件)

時点	合計	確保病床に入院中		一般病床 に入院中	宿泊療養 施設に 入所中	自宅療養中		調整中	退院等	死亡
		(病床 使用率)	うち 重症者			うち 社会福祉 施設等で 療養中				
今週	491,840	20 (3.2%)	1	4	11	490	6	0	490,459	856 (573)
先週か らの 増減	+525	▲9 (▲1.4%)	0	▲14	+4	▲30	▲6	0	+573	+1 (0)

() 内は、死亡のうち新型コロナウイルス感染症による死亡

【県内の患者発生状況 (令和5年4月20日現在)】

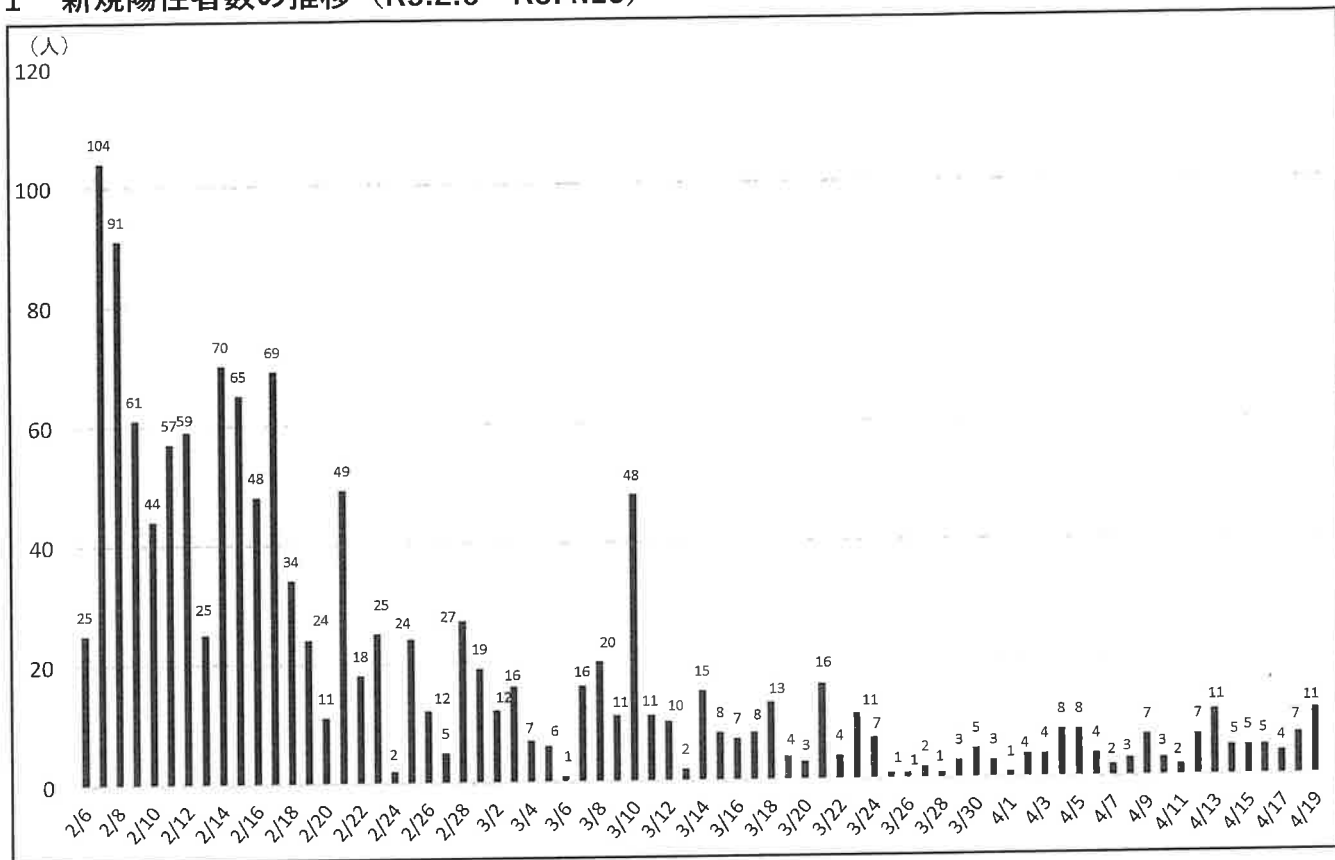
492,549 例

3) 市の対応状況 (3月24日以降)

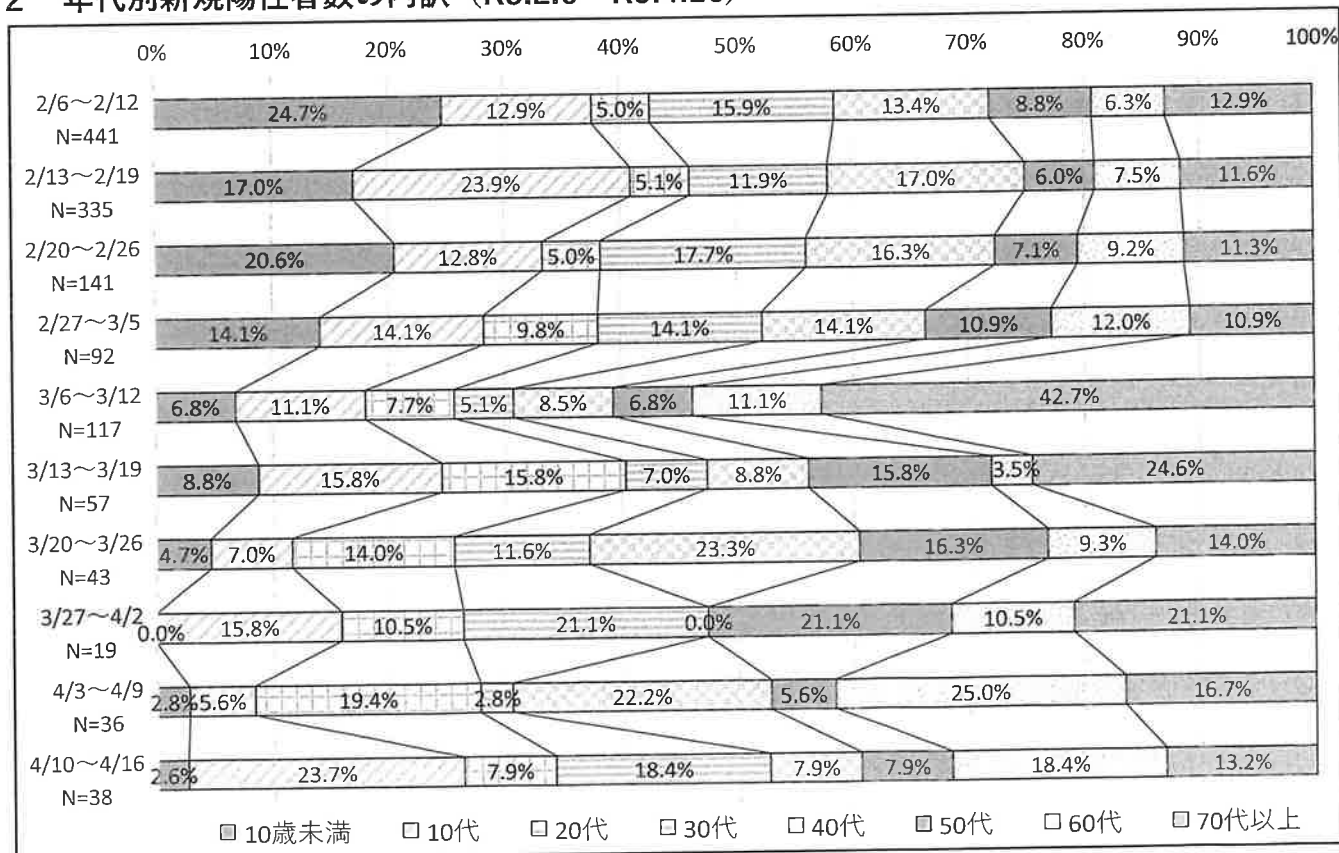
- ・ 3/24 第63回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催 (書面開催)
- ・ 4/21 第64回津山市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催

美作保健所管内の感染者の状況

1 新規陽性者数の推移 (R5.2.6~R5.4.19)



2 年代別新規陽性者数の内訳 (R5.2.6~R5.4.16)



※百分比は(%)は、少数第2位を四捨五入し、少数第1位までを表示した。四捨五入の結果、個々の比率の合計と全体を示す数値とが一致しないことがある。

(2)5月8日からの感染症拡大防止について(案)

令和5年4月21日

津山市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変わります。感染防止策については、個人や事業者の皆様の自主的な判断により取り組んでいただくこととなります。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、次のポイントにご留意ください。

日常生活の留意点

【基本的な感染防止策（自主的に判断して実施）】

- ・マスクの着用
高齢者等重症化リスクの高い方への感染を防ぐため、国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方を見直し等について」（令和5年2月10日）に沿った対応を推奨
- ・手洗い等の手指衛生、換気の実施
- ・「三つの密」の回避、人と人との距離の確保

【健康的な日常生活】

- ・適度な運動、バランスのとれた食事

【あらかじめの備え】

- ・新型コロナワクチンの接種
重症化リスクの高い65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する方などは令和5年5月8日から「令和5年春開始接種」のワクチンを推奨
- ・体調不良時の備え
抗原定性検査キットや自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等を、あらかじめ購入
「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」（医療用）もしくは「第一類医薬品」（一般用）の抗原定性検査キットを購入しましょう

体調に異変を感じたときは

【「新型コロナに感染したかも」と思ったら】

- ・ 医療機関に行く前に、症状や常備薬を確認しましょう
- ・ 国が承認したキットを用いて確認しましょう
 - 陽性だった場合：症状が軽い場合は自宅で療養を開始しましょう
 - 陰性だった場合：マスクの着用や手洗いなど感染防止策を継続しましょう
- ・ 重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患を有する方、妊婦など）や症状が重い方などで、受診を希望される場合は、医療機関に事前に連絡しましょう

【受診にあたって】

- ・ あらかじめ医療機関に連絡しましょう
- ・ 不要不急の受診を控え、なるべく平日の日中に、かかりつけ医等を受診しましょう
- ・ 医療機関、薬局、高齢者施設等に行くときは感染防止策を行いましょう
- ・ 高齢者や基礎疾患を有する方を守るためにも、マスクを着用しましょう

新型コロナに感染したときは

5月8日以降は、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、下記の情報を参考にしてください。

【外出を控える事が推奨される期間】

- ・ 発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日として5日間は外出を控えましょう
- ・ 5日目に症状が続いていた場合は、症状（熱、咳や喉の痛みなど）が軽快して24時間程度経過するまで外出を控え様子をみましょう

【周りの方への配慮】

- ・ 発症日を0日として10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性のあることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等重症化リスクの高い方と接触を控える等、周りの方へ感染させることがないように配慮しましょう
- ・ 発症後10日過ぎても、症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう

2 イベント等を開催する場合、次のポイントにご留意ください。

- ・感染症法上の位置づけの変更により、業種別ガイドラインは廃止されるため、日常における基本的感染防止策は、一律に求めることはせず、事業者の自主的な判断に委ねることが基本となります
- ・引き続き有効とされる手洗い等の手指衛生や換気等の効果、実施の手間・コスト等踏まえた費用対効果、他の感染防止策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者において実施の要否を判断することとなります
- ・感染が拡大している時期や、医療機関・高齢者施設など重症化リスクの高い方が多い場面など、時期や場面によっては、これまでの取組を参考に感染防止策を強化していくことが考えられます

※ なお、この内容は今後の状況を踏まえ、変更する場合があります。

(3) 報告事項

新型コロナウイルスワクチン接種について

1 接種者数等【令和5年4月15日 現在】

1) 「令和4年秋開始接種」の接種状況

●オミクロン株対応ワクチン接種状況

区分	人口	接種者数	接種率
5～11歳	5,788	122	2.11%
12～64歳	57,617	21,528	37.36%
65歳以上	30,688	23,733	77.34%
計(12歳以上)	88,305	45,261	51.26%
全年齢	97,645	45,383	46.48%

●オミクロン株対応ワクチン 年代別接種の状況

区分	5～11歳	12～19歳	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上
対象人口	5,788	7,538	8,928	9,707	12,862	12,601	12,451	13,527	10,691
接種者数	122	2,066	2,194	2,555	4,630	6,335	8,434	10,727	8,320
接種率	2.11%	27.41%	24.57%	26.32%	36.00%	50.27%	67.74%	79.30%	77.82%

(共通事項)

- (1) 本データは、ワクチン接種記録システム（VRS）に登録されている接種実績に基づき作成しています。
(2) 人口は津山市年齢別人口（令和5年1月1日時点）の数値を使用しています。

2) 「初回接種」の接種状況

■5歳以上の初回接種の状況

区分	人口	1回目		2回目	
		接種者数	接種率	接種者数	接種率
5～11歳	5,788	1,520	26.26%	1,482	25.61%
12～64歳	57,617	50,687	87.97%	50,419	87.51%
65歳以上	30,688	28,963	94.38%	28,905	94.19%
計(12歳以上)	88,305	79,650	90.20%	79,324	89.83%
5歳以上	94,093	81,170	86.27%	80,806	85.88%

■生後6か月～4歳の初回接種の状況

区分	人口	1回目		2回目		3回目	
		接種者数	接種率	接種者数	接種率	接種者数	接種率
生後6か月～4歳	3,552	108	3.04%	95	2.68%	64	1.80%

(共通事項)

- (1) 本データは、ワクチン接種記録システム（VRS）に登録されている接種実績に基づき作成しています。
(2) 人口は津山市年齢別人口（令和5年1月1日時点）の数値を使用しています。
(3) 生後6か月～4歳の人口は0～4歳の人口として計算しています。

2 今後のワクチン接種について

1) 令和5年春開始接種について

- ①接種対象者 初回接種を終了した65歳以上の高齢者、5歳～64歳の基礎疾患を有する者、医療従事者等
- ②接種回数 1回
- ③ワクチンの種類 オミクロン株対応2価ワクチン
- ④接種開始日 令和5年5月8日

2) 令和5年秋開始接種について

- ①接種対象者 初回接種を終了した5歳以上のすべての者
- ②接種回数 1回
- ③ワクチンの種類 使用するワクチンは引き続き国で検討
- ④接種開始時期 令和5年9月

※初回接種が未接種の方は、引き続き接種できます。

感染症法上の位置づけの変更 (5類移行)に伴う対応

感染症法上の「新型コロナウイルス感染症」の位置づけ

感染症法第6条

この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

7 この法律において「**新型インフルエンザ等感染症**」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一、二 (略)

三 **新型コロナウイルス感染症** (新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 (略)

6 この法律において「**五類感染症**」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

一 **インフルエンザ** (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)

二～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、既に知られている感染性の疾病 (四類感染症を除く。)であつて、前各号に掲げるものと同程度に国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるもの

～5月7日

新型コロナウイルス感染症の特別な対応

5月8日～

季節性インフルエンザと同様な対応

5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の対応は、季節性インフルエンザと同様な対応を原則としつつ、段階的に移行する。

5 類移行に伴う対応の変更①

項目	～5月7日	5月8日～	季節性インフルエンザ
外来医療	診療・検査医療機関 (県が指定)	外来対応医療機関 (県が指定)	医療機関の指定なし
入院医療	確保病床を有する病院 (県が指定)	医療機関の指定なし (全ての病院)	医療機関の指定なし
入院調整	行政による調整	原則、医療機関間による 調整	医療機関間による調整
医療費の 自己負担	検査料や入院医療費等を 公費支援	自己負担あり (新型コロナ治療薬は公費支援、 入院医療費は高額療養費制度を通 じた公費支援)	自己負担あり
療養場所	入院、宿泊療養施設、 自宅	入院、自宅	入院、自宅
受診相談 健康相談	保健所、コールセンター (自宅療養サポートセンター)で実施	保健所、コールセンター (夜間・休日健康相談窓口)で 実施	なし (保健所等の相談窓口で対応)

11

5 類移行に伴う対応の変更②

項目	～5月7日	5月8日～	季節性インフルエンザ
高齢者施設 への支援	・職員を対象に必要な応 じて研修実施 ・感染発生時の支援 等	左記を継続 (医療機関との連携を強化)	・職員を対象に必要な応 じて研修実施 ・感染発生時の支援 等
療養期間	入院は10日間 自宅等は7日間	発症後5日を経過し、かつ、 症状軽快から24時間経過す るまで推奨※1	発症後5日を経過し、かつ解 熱した後2日(幼児にあって は3日)を経過するまで※2
外出自粛 要請	あり (全ての陽性者・濃厚接触者 を対象に要請)	なし (療養期間を参考に、個人の 主体的な判断)	なし (療養期間を参考に、個人の 主体的な判断)
濃厚接触者	基準に基づき特定	特定せず	特定せず
陽性者数 の把握	全数把握	定点把握	定点把握
感染対策	新型インフルエンザ等対 策特別措置法に基づき、 行動制限等を県民、事業 者に要請等	県民、事業者の自主的な 判断の参考となる情報を 提供し、呼びかけを実施	県民、事業者の自主的な 判断の参考となる情報を 提供し、呼びかけを実施

※1 令和5年4月14日付 厚生労働省事務連絡

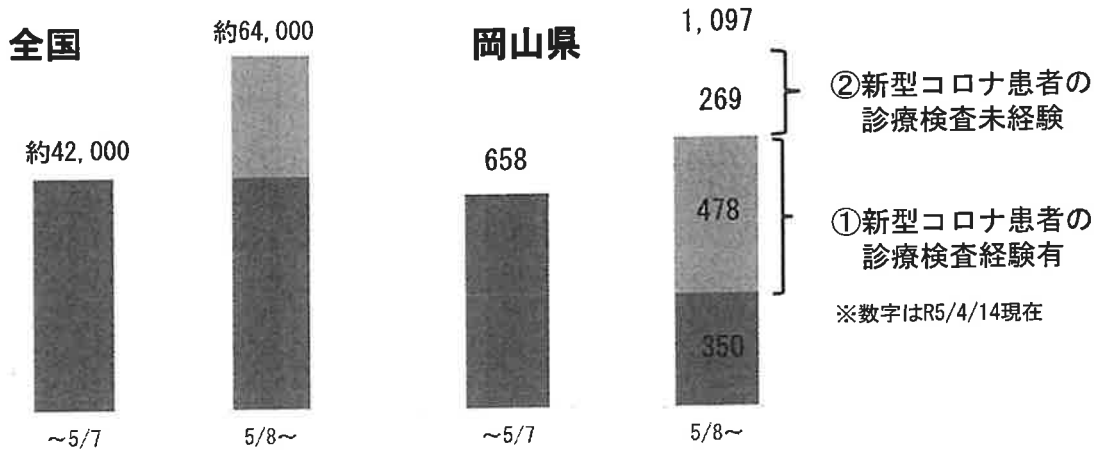
※2 学校保健安全法施行規則第19条第2項

12

外来医療

国は、外来対応医療機関として、全国で約64,000の医療機関を目指すとしている。

本県では、現在の658の診療・検査医療機関に加え、指定していない**内科、小児科、耳鼻咽喉科を標榜する全ての医療機関を新規指定し、約1,100の医療機関での対応を目指す。**



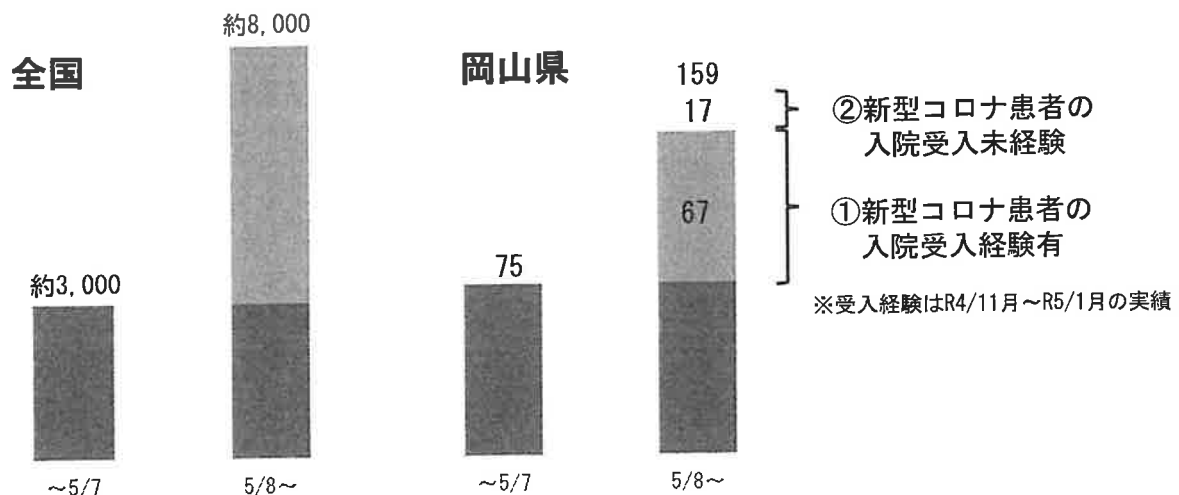
- ① 新型コロナに感染したかかりつけ患者を診療検査した経験のある医療機関
 - ➡ 初診患者の診療検査にも対応するよう依頼
- ② 新型コロナ患者を診療検査した経験のない医療機関
 - ➡ まずは、かかりつけ患者の診療検査を行い、段階的に初診患者の診療検査にも対応するよう依頼

13

入院医療

国は、入院医療機関として、全国で約8,000の全ての病院での受入を目指すとしている。

本県では、現在の受入医療機関75(※)を含めた**158の全ての病院での受入を目指す。** ※受入医療機関75には、1診療所を含む



- ① かかりつけ患者（自院入院中の患者含）を入院受入した経験のある病院
 - ➡ 初診患者の入院受入にも対応するよう依頼
- ② 新型コロナ患者を入院受入した経験のない病院
 - ➡ まずは、かかりつけ患者（自院入院中の患者含）の入院受入に対応し、段階的に初診患者の入院受入にも対応するよう依頼

14

受診相談・体調急変時の健康相談

発熱時等における医療機関への受診相談や新型コロナウイルス感染症の陽性判明後における体調急変時の健康相談を受け付ける体制を整備する。

●月～金曜日 9時～17時

保健所名	所管区域	電話番号	Fax番号
岡山市保健所	岡山市	086-803-1360	086-803-1713
倉敷市保健所	倉敷市	086-434-9819	086-434-9805
備前保健所	玉野市、瀬戸内市、吉備中央町	086-272-3934	086-271-0317
備前保健所 東備支所	備前市、赤磐市、和気町	0869-92-5180	0869-92-0100
備中保健所	総社市、早島町	086-434-7072	086-425-1941
備中保健所 井笠支所	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町	0865-69-1675	0865-63-5750
備北保健所	高梁市	0866-21-2836	0866-22-8098
備北保健所 新見支所	新見市	0867-72-5691	0867-72-8537
真庭保健所	真庭市、新庄村	0867-44-2990	0867-44-2917
美作保健所	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町	0868-23-0163	0868-23-6129
美作保健所 勝英支所	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村	0868-73-4054	0868-72-3731

●夜間・休日健康相談窓口

平日17時～翌日9時、土日・祝日24時間 電話番号 086-226-7073 ¹⁵

高齢者施設等への支援

重症化リスクの高い方が生活する高齢者施設等については、平時から感染予防や医療機関との連携強化を図るとともに、クラスター発生時には感染管理支援を行う。

実施主体	平時	有事
高齢者施設等	業務継続計画の作成・研修・訓練等、 医療機関との連携強化、 ACP※の実施	業務継続計画の実施、 嘱託医・協力医療機関へ相談・往診等の依頼、 施設所管課や保健所への報告 等
嘱託医・ 協力医療機関	高齢者施設等との連携強化	相談対応、往診、 入院要否の判断・入院調整
施設所管課等	厚生労働省「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」等を参考にしながら助言等	関係団体を通じた人材派遣、補助金等の 業務継続支援
保健所	感染予防研修等	感染管理支援、 必要に応じてOCITによる支援の要請 等
岡山県クラスター対策班 (OCIT)	感染予防対策の助言・指導等	保健所が行う感染管理の支援
岡山県新型コロナウイルス感染症対策室	派遣体制整備、感染予防研修、集中的検査等	保健所の要請に基づきOCITを派遣

※ACP (アドバンス・ケア・プランニング)

もしものときのために、患者が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有すること (出典：厚生労働省ホームページ)

16

感染状況の公表

項目	～5月7日	5月8日～	備考
新規陽性者数	医療機関からの報告をもとに、毎日年代別、保健所別に公表	定点医療機関（84医療機関）からの報告をもとに、一週間分を毎週金曜日に公表	5/8～14の発生分を5/19に公表
死者数、クラスター件数	医療機関からの届出をもとに、毎日公表	・死者数：国が人口動態統計において把握・公表 ・クラスター：なし	感染症法に基づく医療機関の届出義務がなくなるため
入院状況	確保病床使用率、入院者数を毎週金曜日に公表（速報値を毎日公表）	確保病床使用率、入院者数を毎週金曜日に公表	初回は5/12に公表
陽性率、自宅療養者数	医療機関、保健所からの報告をもとに毎週金曜日に公表	なし	定点把握への移行により、陽性者数の把握ができなくなるため

17

新型コロナワクチン令和5年春開始接種

接種開始日 令和5（2023）年5月8日（月）

対象者 初回接種を完了した次のいずれかに該当する者

- ・ 65歳以上の者
- ・ 5歳～64歳の基礎疾患を有する者その他重症化リスクが高いと医師が認める者
- ・ 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者

接種券 未使用の接種券をお持ちの方は、すでに送付されている接種券を使用

・ 新たに送付する接種券の発送方法は、市町村ごとに決定

- ・ 令和5年春開始接種の対象とならない12～64歳の者は、5月7日を過ぎると令和4年秋開始接種が終了し、9月まで追加接種することができなくなる。
- ・ 令和5年9月から、5歳以上の初回接種を完了した全ての者を対象に令和5年秋開始接種が開始する。
- ・ なお、初回接種は、引き続き生後6か月以上の全ての者が接種できる。

18

医療費の自己負担について

参考資料

●令和5(2023)年3月10日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定

	現行	位置づけ変更後	具体的な措置など
外来医療費	<ul style="list-style-type: none"> 行政による患者の外出自粛要請 外来医療費の自己負担分を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 患者の外出自粛は求められない 高額な治療薬の費用を公費支援 その他は自己負担 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス治療薬*¹の費用は、急激な負担増を避けるため、公費支援を一定期間**²継続 ※1 経口薬（ラゲプリオ・パキロピッド、ソコニー）、点滴薬（ベクルリー）、中和抗体薬（ロナプリーブ、ゼビュディ、エバジェルト） ※2 夏の感染拡大への対応としてまずは9月末まで措置し、その後の本措置の取扱いについては、他の疾病とのバランスに加え、国の在庫の活用や薬価の状況も踏まえて冬の感染拡大に向けた対応を検討
入院医療費	<ul style="list-style-type: none"> 行政による入院措置・勧告 入院医療費の自己負担分を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 行政による入院措置・勧告はなくなる 入院医療費の一部を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス治療のための入院医療費は、急激な負担増を避けるため、一定期間*、高額療養費の自己負担限度額から、2万円を減額（2万円未満の場合はその額） ※ 夏の感染拡大への対応としてまずは9月末までの措置とする。その後については、感染状況等や他の疾患との公平性も考慮しつつ、その必要性を踏まえて取扱いを検討
検査	<ul style="list-style-type: none"> 患者を発見・隔離するため、有症状者等の検査費用を公費支援 	<ul style="list-style-type: none"> 検査費用の公費支援は終了 ※高齢者施設等のクラスター対策は支援継続 	<ul style="list-style-type: none"> 検査キットの普及や他疾患との公平性を踏まえ、公費負担は終了（自己負担） 重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等での陽性者発生時の周囲の者への検査や従事者の集中的検査は行政検査として継続

医療費の自己負担について

参考資料

●令和5(2023)年3月10日 国の新型コロナウイルス感染症対策本部決定

【位置づけ変更後（5/8～）の医療費のイメージ】

○外来医療費

	現在（～5/7）		5/8～		（参考）新型コロナ治療薬の支援がない場合	
	コロナ	インフル	コロナ（※1・2）	インフル（※1）	コロナ	インフル
75歳以上（1割負担）	860円	1,170円	1,240～1,390円	1,330～1,480円	10,670～10,820円	1,330～1,480円
70歳未満（3割負担）	2,590円	3,510円	3,710～4,170円	3,990～4,450円	32,010～32,470円	3,990～4,450円

【前提】5/8以降は、初診料等に含まれるコロナ特例について、院内感染対策を引き続き評価しつつ、届出の簡略化といった事務負担軽減等に併せて見直し。新型コロナはコロナール・ラゲプリオ、インフルはコロナール・タミフルを処方するものとして計算

※1 陽性判明前の検査料等・コロナ陽性判明後の医療費について5/8以降は自己負担が発生

※2 コロナ治療薬の自己負担分は公費で補助

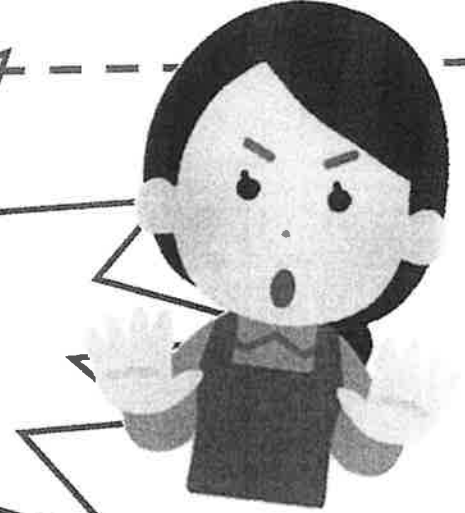
○入院医療費

75歳以上	現在（～5/7）		5/8～		（参考）新型コロナの補助がない場合	
	コロナ（食事代）	インフル（食事代）	コロナ（食事代）	インフル（食事代）	コロナ（食事代）	インフル（食事代）
住民税非課税（所得が一定以下）（17%）	0円（0円）	15,000円（1,800円）	0円（3,000円）	15,000円（1,800円）	15,000円（3,000円）	15,000円（1,800円）
住民税非課税（24%）	0円（0円）	24,000円（3,780円）	4,600円（6,300円）	24,000円（3,780円）	24,600円（6,300円）	24,000円（3,780円）
～年収約383万（52%）	0円（0円）	24,000円（8,280円）	37,600円（13,800円）	24,000円（8,280円）	57,600円（13,800円）	24,000円（8,280円）


【前提】5/8以降は、重症・中等症患者等の特例措置について、業務・人員配置の効率化が図られている実態等を踏まえ見直し（4～6倍→2～3倍など）を実施。新型コロナは中等症で10日間、インフルは6日間入院したものとして計算


※ 高額療養費を適用 ※ 所得区分の（）内の％は年代区分別の加入者数に占める当該所得区分に該当する人数の割合

ちょっと待って！！ それでいいの？



5類によっても新型コロナウイルスの感染対策は必要です！

日頃からの感染対策を続けましょう 

陽性者が1人でも発生したときは、すぐに嘱託医と保健所に相談しましょう 

早めの対応が感染拡大を防ぎ、入所者の重症化予防に繋がります！

(1) マスクとアイガードの着用

5類に移行しても、日頃からマスクとアイガードを着用しましょう

(2) 日頃の感染対策

5類に移行しても、基本的な感染対策を継続しましょう

場面に応じて、適切なPPE（使い捨ての手袋・エプロンなど）を使用しましょう

(3) 一処置一手洗い

処置の前後に手洗いや手指消毒をおこないましょう

コロナだけでなく、他の感染症予防のためにも、一処置一手洗いを続けましょう

(4) 毎日の体調確認

入所者だけでなく、職員も体調確認を続けましょう

発熱、喉の痛み、頭痛、咳などの症状があるときは、すぐに受診しましょう

(5) こまめな換気

目安は、30分に1回です

コロナに限らず、他の感染症予防のためにも大切です

(6) 休憩時間の過ごし方

休憩時間にマスクなしで会話することは控えましょう

マスクなしの会話で同じ場所にいた人の約8割が感染した事例があります